

議案第16号

加西市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について

加西市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例を、別紙のとおり制定する。

令和8年2月26日提出

加西市長 高橋 晴彦

加西市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、青少年の健全育成及び地域活動の推進に資するため、学校跡地を活用した体育館及び運動場（以下「体育施設」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
旧日吉小学校体育館	加西市和泉町 56 番地の 1
旧日吉小学校運動場	加西市和泉町 56 番地の 1
旧宇仁小学校体育館	加西市田谷町 1263 番地
旧宇仁小学校運動場	加西市田谷町 815 番地
旧西在田小学校体育館	加西市上道山町 11 番地の 1
旧西在田小学校運動場	加西市上道山町 11 番地の 1

(管理)

第3条 体育施設の管理は、加西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(使用の許可)

第4条 体育施設を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

(変更の承認)

第5条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(使用の制限)

第6条 教育委員会は、管理上必要があるときは、第4条の許可に関し、使用の制限その他必要な条件を付けることができる。

2 教育委員会は、体育施設を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会において不適當と認めるとき。
- (使用の停止及び取消し)

第7条 使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) この条例その他これに基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条第1項の規定により付した使用の制限その他必要な条件に違反したとき。
- (3) 教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用料)

第8条 使用者は、次に定める使用料を、体育施設を使用するまでに納付しなければならない。

施設名称	時間	使用料
旧日吉小学校体育館、旧宇仁小学校体育館、旧西在田小学校体育館	1時間	300円
旧日吉小学校運動場、旧宇仁小学校運動場、旧西在田小学校運動場	1時間	300円

2 前項の使用料は、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。

(使用料の返還)

第9条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

- (1) 使用者の責めに帰すことのできない理由により使用することができない場合
 - (2) 第7条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消した場合
- (原状回復の義務)

第10条 使用者は、体育施設の使用が終わったとき、若しくは第7条の規定により使用を停止されたとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに施設に設置した設備又は器具を撤去し、施設を原状に回復しなければならない。

2 教育委員会は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(損害賠償)

第 11 条 使用者は、施設及び付属物等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が損害を賠償させることが適当でないとき
は、この限りでない。

(実施細則)

第 12 条 前各条に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(審議資料)

令和8年4月1日の泉中学校区の小学校統合により、日吉小学校、宇仁小学校及び西在田小学校が閉校となるが、引き続き、地域のスポーツ団体や住民組織が体育館や運動場を使用できるよう新たに条例を制定するもの。(後掲の政策等の形成過程説明資料参照)

【概要】

- ・施設の種類及び使用料

施設名称	時間	使用料
旧日吉小学校体育館、旧宇仁小学校体育館、旧西在田小学校体育館	1時間	300円
旧日吉小学校運動場、旧宇仁小学校運動場、旧西在田小学校運動場	1時間	300円

政策等の形成過程説明資料

令和8年3月定例会

議案等の件名	議案第16号		政策等の区分	計画・事業	<input checked="" type="radio"/> 条例
	加西市学校跡地体育施設の設置及び管理に関する条例の制定について			その他	
①【政策等を必要とする理由】					
小学校統合により閉校となる3小学校(日吉・宇仁・西在田)の体育館及び運動場において、現在使用している地域のスポーツ団体や住民組織等が、閉校後も引き続き使用できるよう必要事項を定めるもの。					
②【検討した他の政策等の内容】					
③【他の自治体の類似する政策との比較】					
加東市閉校施設条例					
④【総合計画における位置づけ】					
基本方向		1 子育てを応援し、暮らしを愉しむ			
基本計画		2 子どもの教育の充実			
○その他の計画(該当する場合にのみ記載)					
計画名称		第2次加西市スポーツ推進計画			
策定年度		令和2年度			
計画期間		令和3年度～令和12年度			
⑤【関連する法令及び条例、規則】					
加西市立学校の施設の開放に関する規則					
⑥【政策実現に係る事業費及び財源】 (単位:千円)					
総事業費	国・県支出金	市債	その他特財	一般財源	
3,774			100	3,674	
(注)事業が複数年に渡る場合は、総事業費ベースで記入					
⑦【将来にわたる政策実施に係るコスト計算】					
【歳出】体育館使用にかかる電気代・体育館運動場が使用する水道代					
○電気代(基本料金+電気使用量: 3,324,000円)					
○水道代:基本料金: 450,000円					
【歳入】体育館及び運動場の使用料300円/時間					
※令和6年度の使用料徴収額106,500円(社会教育団体は減免)					
⑧【市民参加の状況】 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (パブリックコメントを実施した場合は、その結果も含む)					
タウンミーティングや跡地活用に係る説明会・意見交換会を実施した。					
⑨【政策の効果予測】					
閉校となる3小学校の体育館及び運動場を有効活用し、現在使用している社会教育団体等が、閉校後も使用することにより、引き続き社会教育活動を推進することができる。					
担当部局	担当課	添付資料の有無			
教育委員会	教育総務課	有 <input checked="" type="radio"/> 無			